

税金の申告はお早めに!

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。詳細は区HP(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。



感染症対策にご協力ください

- 感染拡大防止のため、申告書はなるべく郵送での提出をお願いします。
- 窓口では、アルコール消毒液の設置、記載台・ボールペンなどの定期的な消毒を行っています
 - 提出場所等へお越しの際は咳エチケット・手指消毒にご協力をお願いします

住民税の申告

区役所

住民税(特別区民税・都民税)は、前年1~12月の所得と各種控除(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を基に算出します。

申告期間 2月16日(木)~3月15日(水)

提出方法 総合庁舎本館2階税務課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉)へ郵送または持参

☎税務課課税第一~三係(☎5722-9820、☎5722-9324)

住民税の申告をする必要のあるかた

- 1月1日現在、次の①~③のいずれかに該当するかた
- ① 区内に住所があり、前年中に所得があった
 - ② 区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
 - ③ 区内に住所があり、前年中に所得がなかった、または所得が45万円以下で、次のいずれかに該当(予定者を含む)する
 - 国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
 - 児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
 - 課税(非課税)証明を必要とする

※申告が必要と見込まれるかたに、1月31日頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください。

住民税の申告をする必要のないかた

- 所得税の確定申告をする
 - 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出される
 - 公的年金収入が400万円以下で、その他の所得がなかった
- ※ただし、扶養控除・障害者控除の追加など源泉徴収票の控除内容に変更などのあるかたは住民税の申告が必要

社会保険料控除

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。各保険料の納付額は、下記へお問い合わせください(各種控除の内容は目黒区税務課、または目黒税務署へお問い合わせください)。

- 国民健康保険料(☎国保年金課収納係☎5722-9610、☎5722-9339)
- 後期高齢者医療保険料(☎国保年金課後期高齢者医療係☎5722-9838、☎5722-9339)
- 介護保険料(☎介護保険課介護保険資格・保険料係☎5722-9845、☎5722-9716)
- 国民年金保険料(☎目黒年金事務所☎3770-6421、☎3770-6849)

※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係(☎5722-9842、☎5722-9716)へ

年金を受給しているかたへ

次の①②の全てに該当する場合、確定申告は不要です(控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり)。

- ① 公的年金などの収入合計額が400万円以下
 - ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※上記の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出できます

住民税で寄付金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の寄付金欄に記入が必要です。

ご注意ください

- 地区サービス事務所では、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行っていません
- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書は、5年間保管してください)
- 上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択についての申告方法、納税通知書送達後の取り扱いについてなど詳細は、区HP(コード①)をご覧ください

目黒区からの情報を発信中!

めぐる区報 電子書籍版(※) | 区 ホームページ | 区公式YouTubeチャンネル めぐるTV | 区公式 Twitter | 区公式 LINE

※めぐる区報電子書籍版は、多言語でご覧になれます。Meguro City Newsletter e-book version is available in multiple languages.

所得税などの確定申告

税務署

感染防止のため、パソコンやスマートフォンを利用するe-Tax(国税電子申告・納税システム)での提出をご検討ください。

申告期間

所得税・復興特別所得税 2月16日(木)~3月15日(水)
 贈与税 2月1日(水)~3月15日(水)
 個人事業者の消費税 3月31日(金)まで

提出方法

- 次の①または②のいずれかの方法で申告してください。
- ① e-Taxで提出
 - ② 目黒税務署(〒153-8633中目黒5-27-16)へ郵送または持参
☎目黒税務署(☎3711-6251〈自動音声〉)

申告書の作成・相談

- スマートフォン・パソコンなどで作成
国税庁HP(コード②)の確定申告書等作成コーナーで作成できます。



● 申告書作成会場で作成

入場には整理券が必要です。整理券は当日会場で配布(受け付けを早めに終了する場合あり)するほか、LINEで事前入手できます。詳細は国税庁HP(コード③)をご覧ください。

日時	2月16日(木)~3月15日(水) 8:30~16:00 ※相談は9:15から。土・日曜日、祝日を除く。ただし2月19・26日は開設
会場	ベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階) ※駐車場・駐輪場はありません



● 税理士による無料申告相談(予約が必要)

日時	会場	対象
2月2日(木)・3日(金) 9:30~16:00	緑が丘文化会館(緑が丘2-14-23)	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告(土地・建物や株式等の譲渡所得があるかたを除く)
2月9日(木)・10日(金)・14日(火) 9:30~16:00	中目黒住区センター(中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)	

※前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバーカードなどの本人確認書類を持参

☎申込先HP(コード③)、または電話(☎6630-3718。月~金曜日9:00~17:00)へ



● 東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談(予約が必要)

日時	会場・予約先
2月16日~3月15日の月・水・金曜日9:30~11:30、13:00~15:30(1人30分。2月22日は相続税・贈与税なども相談可)	東京税理士会目黒支部(中目黒5-28-17)

※申告書の作成・提出はできません
 ※土地・建物や株式などの譲渡所得の相談は対象外

☎電話で、東京税理士会目黒支部(☎3715-1580、☎3715-2424)へ